

## 常勤役員の報酬並びに費用に関する規程

平成 22 年 1 月 22 日理事会決定

### (目的及び意義)

第 1 条 この規程は、公益社団法人地盤工学会（以下「本学会」という）定款第 16 条及び第 22 条の規定に基づき、常勤役員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

### (定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、本学会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与其他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第 3 条 本学会は、常勤役員の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員には、『国家公務員一般職給与法』に基づき役員報酬を支給する。
- 3 役員等に対して、本学会より講師及び原稿執筆を委嘱したときは、別に定める「謝金支給規程」に基づき講師謝金及び執筆謝金を支給することができる。
- 4 役員等には、役員賞与は支給しない。
- 5 常勤役員の退職にあたっては、その任期に応じ第 7 条に規定する退職慰労金を支給することができる。

### (報酬額の決定)

第 4 条 本学会の常勤役員の報酬月額、は、『国家公務員一般職給与法』に基づき、会長が理事会の承認を得て社員総会で決議する。

### (報酬の支給日)

第 5 条 報酬は、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

(報酬の支給方法)

第6条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(退職慰労金)

第7条 退職慰労金は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

- 2 常勤役員に対する退職慰労金は、在職期間1年度ごとに、各年度に支給された役員報酬月額に係数を乗じたうえで合算して得られた額を、会長が理事会の承認を得て決定する。

(通勤手当)

第8条 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、「職員給与規程」に準じて支給する。

(費用)

第9条 本学会は、役員等がその職務の遂行にあたって負担した費用については、これを請求の日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第10条 本学会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第11条 この規程の改正は、社員総会の決議を経て行うものとする。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益社団法人の設立の登記の日から施行する。